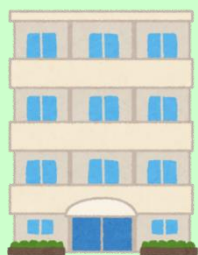


# STOP! 受動喫煙

煙の配慮は、マナーからルール(※1)に変わりました  
近隣や周囲へのご配慮をお願いいたします

(※1) 健康増進法 27 条により周囲への配慮義務が規定されています。

## 窓や換気扇からの煙



なんと! ~ご存じですか? けむりの到達距離~  
直径 14mの円周内 (約 95 畳) と広範囲!

## 子どもに吸わせない



## 三次喫煙 (残留受動喫煙 ※2)



※2 タバコを消した後に残留する化学物質を吸入すること。  
サードハンド・スモークとも呼ばれる。



### 【禁煙をご希望の方へ】

- ・健康推進課では、「禁煙相談」を実施しています。  
下記「健康推進課」までご連絡ください。
- ・市ホームページにて、禁煙外来等の情報を掲載しています。  
右記 二次元コードよりご覧ください。

